

# 日々の衛生管理を記録に残そう

お店の衛生管理は適切にできていますか？  
衛生管理状況の把握や振り返りができるよう  
月に1度はこの点検票でチェック！

## 自主点検票(クリーニング所)

店舗名 \_\_\_\_\_

点検実施者 \_\_\_\_\_

点検欄に○か×を、該当しない項目には横線(ー)を記入してください。

点検項目	点検月日	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		日												
1	クリーニング所、業務用車両およびプレス機等の機器、集配容器等は、毎日清掃し、清潔にしていますか。													
2	作業場は適当な明るさで、十分換気をおこなっていますか。													
3	未洗濯物と仕上げの終わった洗濯物は、区別して運搬・保管していますか。													
4	消毒が必要な洗濯物は、その他の洗濯物と区別して、収納保管し、正しく消毒していますか。													
5	洗剤、消毒剤、有機溶剤を含むしみ抜き剤等の薬剤は専用の保管庫または戸棚等に保管していますか。													
6	水洗の場合、洗剤、漂白剤等の薬剤濃度、すすぎの回数は適切ですか。													
7	溶剤回収装置、廃液処理装置は正常に作動していますか。													
8	ドライ機内の有機溶剤は汚れていませんか。溶剤の漏れはありませんか。また、ドライ機・乾燥機の処理時間、温度等は適切ですか。													
9	使用済みのカートリッジフィルター、ペーパーフィルター、蒸留残渣物は溶剤を十分除去し、臭気、溶剤が漏れないよう保管していますか。													
10	仕上げの終わった洗濯物に有機溶剤が残留していませんか。													
11	お客様に対して、洗濯物の受取・引渡し時に、あらかじめ洗濯物の処理方法等を説明するよう努めていますか。													
12	お客様に対して、苦情の申出先を明示していますか。													
13	営業者は、常に従事者の健康管理に注意していますか。													
14 ※	定められた保健所等への届出は、きちんと行っていますか。 (例)レイアウトを変更した場合→変更届 お店をやめた場合→廃止届													
15	クリーニング師は、業務従事後1年以内に、その後3年ごとに研修を受けていますか。また、営業者は、従事者の5分の1に対し3年ごとに講習を受けさせていますか。													

※水質汚濁法の「特定施設」や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の「特定管理産業廃棄物管理者」(ドライクリーニングを行う場合)に関する届出(変更届等も含む)も行う必要があります。

自主点検票の記録は義務ではありませんが、利用者からの信頼確保にもつながる大切な取り組みです。

【監修】徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課

【作成】公益財団法人徳島県生活衛生営業指導センター